

気仙沼市都市計画審議会を開催します

■ 次の都市計画について、審議・報告するため都市計画審議会を開催します。

※ 都市計画審議会とは、都市計画法の規定に基づき、都市計画行政の円滑な運営を図るために設置し、都市計画の決定など、都市計画に関する事項について市長等からの諮問に応じ、調査・審議を行います。

【概要】

1 **開催日時** 平成30年3月22日（木） 午後3時30分から

2 **会場** 気仙沼市役所本庁舎3階 第1・2・3会議室

3 報告

- 気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（報告）
平成29年9月26日に都市計画変更（宮城県決定）された本方針を報告します。

4 審議

- (1) 土地区画整理事業の決定（松崎片浜地区被災市街地復興土地区画整理事業）
本地区は、防災集団移転促進事業の被災元地買取りにより、市有地と民有地が混在している状況となっています。 ※気仙沼市長からの諮問
また、震災後、災害危険区域に指定されており、居住等を目的とした建物の建築が制限されています。
そこで、民有地と市有地を集約して一体化することで、産業系の土地利用の促進が図れるよう、敷地整序を行うための土地区画整理事業を実施するものです。
- (2) 都市計画公園の変更（片浜公園）
平成28年4月に都市計画変更した片浜公園について、公園利用者の利便性を高めるため、その位置を変更するものです。 ※気仙沼市長からの諮問
- (3) 特殊建築物の敷地の位置について
都市計画決定されていない民間の建築計画による特殊建築物（一般廃棄物処理施設）の敷地の位置について、建築基準法第51条の規定に基づき審議するものです。
※宮城県知事からの諮問

5 **傍聴者の定員** 15人

- 6 **その他**
- ・傍聴者の受付は会議開催前の午後3時から行います。（受付で傍聴人名簿に記入していただきます。）
 - ・傍聴の手続は、先着順で行います。